

新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第8号

新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例

新潟市再生可能エネルギー等導入推進基金条例（平成24年新潟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、環境先進地域の構築に資するための事業に要する経費の財源に充てる」を「エネルギーの自立化及び分散化並びに効率化を図り、地球温暖化対策及び災害に強いまちづくりを推進する」に改める。

第6条第1号中「再生可能エネルギー等の導入に係る計画を策定する」を「地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入及び普及を推進する」に改め、同条第2号中「再生可能エネルギー等を導入する」を「省エネルギーを推進する」に改め、同条第3号中「民間施設における再生可能エネルギー等の導入」を「地域特性をいかしたエネルギーの地産地消」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。